



お子様のおもちゃ・ベビーベッドを購入する際は

「子供PSCマーク」



をご確認ください！

★令和7年12月25日より、子供用特定製品(3歳未満向け玩具・乳幼児用ベッド)に対する新たな制度が始まります

乳幼児用ベッド



- ▶ベッドの前枠は使用を終えたら、所定の位置に戻しましょう
- ▶つかまり立ちをするようになったら、床板を最下段にして使用しましょう



「乳幼児ベッド」については、令和9年3月24日まで、現行のひし型PSCマークが表示された製品も販売されます。



3歳未満向け玩具



- ▶事故を防ぐため、必ずおもちゃのパッケージなどに表示されている「対象年齢」を守って遊びましょう

- ▶3歳未満のお子様には誤飲の恐れがある「小さな部品」や「小さな球」があるおもちゃは避けましょう



「乳幼児用玩具」については、施行日前に製造・輸入されたものは子供PSCマークの表示なしで販売可能となりますので、日本玩具協会が発行する「STマーク」を確認することも有用です。



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 188 いやや

(お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター

都城支所

0985-25-0999

0986-24-0999

延岡支所

0982-31-0999

